

議事日程(第5号)

平成29年12月19日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第76号 平成29年度うきは市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第82号 うきは市道路線の認定について
- 日程第3 議案第84号 うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第85号 うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第88号 うきは市立総合体育館の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第86号 うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第87号 うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第89号 コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第90号 うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第91号 うきは市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第94号 うきは市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 請願第2号 浮羽カントリークラブ(CC)へのアクセス道路拡幅等に関する請願
- 日程第13 追加議案上程 議案第95号から議案第105号まで11件
- 日程第14 市長の提案理由説明
- 日程第15 議案第102号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第103号 うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第104号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第105号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第95号 平成29年度うきは市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第20 議案第96号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第97号 平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第22 議案第98号 平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）
日程第23 議案第99号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第24 議案第100号 平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25 議案第101号 平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26 閉会中の審査・調査の申出について

（議会運営委員会）

- ・陳情第2号 うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善について

（総務産業常任委員会）

- ・鳥獣被害対策に関する調査
- ・地域おこし協力隊の活動成果及び今後の活動目標等に関する調査
- ・所管事務調査

（厚生文教常任委員会）

- ・健康ポイント制度に関する調査
- ・包括的支援事業の生活支援体制整備に関する調査
- ・所管事務調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第76号 平成29年度うきは市一般会計補正予算（第4号）
日程第2 議案第82号 うきは市道路線の認定について
日程第3 議案第84号 うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について
日程第4 議案第85号 うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定について
日程第5 議案第88号 うきは市立総合体育館の指定管理者の指定について
日程第6 議案第86号 うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定について
日程第7 議案第87号 うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定について
日程第8 議案第89号 コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第9 議案第90号 うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第10 議案第91号 うきは市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
日程第11 議案第94号 うきは市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 請願第2号 浮羽カントリークラブ（CC）へのアクセス道路拡幅等に関する請願
日程第13 追加議案上程 議案第95号から議案第105号まで11件
日程第14 市長の提案理由説明

- 日程第15 議案第102号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第103号 うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第104号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第105号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第95号 平成29年度うきは市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第96号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第97号 平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第98号 平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第99号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第100号 平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第101号 平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 閉会中の審査・調査の申出について

(議会運営委員会)

- ・陳情第2号 うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善について

(総務産業常任委員会)

- ・鳥獣被害対策に関する調査
- ・地域おこし協力隊の活動成果及び今後の活動目標等に関する調査
- ・所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

- ・健康ポイント制度に関する調査
- ・包括的支援事業の生活支援体制整備に関する調査
- ・所管事務調査

出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鑓水 英一君 |
| 3番 熊懷 和明君 | 4番 中野 義信君 |
| 5番 佐藤 湛陽君 | 6番 上野 恭子君 |
| 7番 江藤 芳光君 | 8番 伊藤 善康君 |

9番 諫山 茂樹君
11番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君
15番 櫛川 正男君
10番 岩佐 達郎君
12番 高山 敏枝君
14番 藤田 光彦君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君
記録係 伊藤 諒平君
記録係長 浦 聖子君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君
総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
うきはブランド推進課長			田竈 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	権藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	高瀬 将嗣君
人事秘書係長	河原 祐介君		

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第76号

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、議案第76号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過並びに結果について、総務産業委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 改めて、おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案第76号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第4号）について、委員会付託をいただきましたので、結果の報告をいたします。

当委員会では、市長公室長、所管課長及び担当係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨・内容及び計数を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。

今回の補正は、入札執行残額の減額補正が主なものでございました。

以下、歳出に係る主な質疑及び指摘等の論点に絞って御報告を申し上げたいと思います。

まず、第2款総務費9目地域活性化推進費では、予定された農業専門の地域おこし協力隊員の雇用において、適任者の選定に期間を要したため、不要となった人件費等126万円減のほか、個性あるまちづくり事業の補助金の確定による減額287万8,000円減でございました。

15目諸費では、過誤納還付金及び還付加算金それぞれが決算見込みにより100万円を減額するものの、過誤納還付金の予算残額200万円につきましては、住居の解体の届け漏れや、住宅用地の適用漏れなどの還付額を留保するものであります。

次に、農林水産業費、6款でございます。2項2目林業費の造林事業費補助金につきましては、吉井町の木材業者が黒川地区において林業重機等により素材生産をいたしておりましたところ、7月5日の九州北部豪雨災害において、これら重機等が搬出できなくなったことによる新たな機材の購入に対する国庫補助2分の1で、早急な再整備を要するものであります。

7款商工費1項商工費では、うきは市産業立地促進条例第5条に基づき、産業振興奨励金として工場の設備投資に対し3年間支給し、今回は日本精工に628万9,000円、ROKI福岡に980万7,000円を支給するものであります。

内容は、固定資産税の額に対し、1年目が3分の3、2年目が3分の2、3年目が3分の1を交付するものであります。平成28年度に設備投資した日本精工とROKI福岡の分となっております。

ります。加えまして、進出企業の動向につきましては、昨年から定期的な企業訪問をして情報を収集しており、三春工業団地に進出が決まった食品加工会社については、今月中に地元説明会が開催され設計の概略が説明されるということでもあります。

次に、第8款土木費1項土木管理費では、がけ地近接等危険住宅移転事業補助について、今年度は対象物件がなかったための減額でございます。今年度、土地・家屋崩壊の危険があり一時避難をしていました住民につきましては、県費単独で緊急工事が実施されたため移転せず、現地で居住をしているということを確認いたしました。

警戒区域等の範囲であることを住民が理解しているかにつきましては、本制度が対象となった昨年度に關係区に説明をしており、また、新築する際、建築確認申請等の際に所管に問い合わせがあるために説明しているということでございます。

所管におきましては、本事業を周知することは、中山間地の人口減少を招く可能性もあり、周知には慎重な姿勢でありましたが、必要な補助を必要な市民が受けられるよう周知の徹底を求めたところであります。

最後に、消防防災費9款でございます。1項2目非常備消防費のうち消防団員退職報奨金の増額につきましては、監査の指摘により、今年度退職する消防団員の退職報奨金を、これまでの翌年度に支払うのではなく、年度内に支払うためのものございまして、今年度は前年度と今年度分、2カ年分を補正増額しているものでございます。

以上、審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をしています。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それでは、続きまして、厚生文教委員会に關係することについて報告させていただきます。

議案第76号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第4号）の厚生文教委員会の所管に關係する部分については、当委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の過程とその結果について報告いたします。

審査はそれぞれの担当課長、係長に出席いただき、詳しく説明をいただき審査を行いました。補正予算の款項目の内容については、その主な部分のみ報告いたします。

3款1項7目障害者対策費のうち20節扶助費の1, 938万円、これについては、28年5月にうきは市内に開設した放課後等デイサービスの施設「ういずあっぷる」の利用増による国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担するもので、障害を持つ子供たちが自立した日常生活を送るためのスキルを身につけさせる支援として極めて重要な施策と考えております。

3款1項8目介護保険対策費3, 525万円については、地域密着型施設等整備補助金で、浮羽クリニックの北側に認知症高齢者グループホームの居宅施設整備を図るものであります。定員18名で平成30年4月に開設予定で、日常生活圏内での地域医療連携施設として期待されている施設と考えます。

なお、入所に際し、たとえ希望者が少なくても、預ける必要がある家族が一家族でもあれば、運営の都合だけで開設日をおくらすことのないよう指導するよう意見要望がありました。

9目の地域支援事業費は、12節役務費、15節工事請負費、18節備品購入費で、浮羽庁舎内に新設する地域包括支援センターの移転に係る費用117万5, 000円が計上されています。また、13節委託料には、高齢者生きがい活動促進事業委託料として81万3, 000円が増額計上されていますが、これは地域住民向け有償サービスを実施する「おおいし絆クラブ」が開設したことに伴う準備金として、今年度に限り国の10割補助が出ております。

次に、民生費の児童福祉費について、5目民間保育所費の委託料1, 300万円ですが、御幸保育園及び遊林愛児園の2園に対する保育士の処遇改善として489万円、それから、委託費の単価改訂等による金額が811万円というふうな内訳になっております。国、県、市が3分の1ずつ負担を行うもので、確実に保育士の処遇改善につながるよう指導を求めたいと思っております。

それから、9目放課後児童対策費56万7, 000円は、県が全国に先駆けて平成29年度から実施している放課後児童クラブ利用料減免事業補助金を活用し、学童保育に入所する児童で非課税世帯を対象とするものであります。4月にさかのぼって還付による補助を行うもので、入所者の1割程度を見込んで金額を計上したものであります。

3款3項1目生活保護等対策費の23節償還金、利子及び割引料4, 309万1, 000円は、過年度生活保護費国庫負担金の返還を行うものですが、内訳は、生活扶助費1, 700万7, 000円、医療扶助費2, 503万5, 000円で、自立を促すためにもケースワーカーの役割が重要で、返還できた内容を改めて分析して次年度に生かすよう意見が出されております。

10款2項1目小学校費の学校管理費574万2, 000円は、姫治小学校の御幸小学校への統合に関連する経費として、スクールバスの購入及び車庫設置に要する費用を県の小・中学校統

合支援事業補助金、補助率2分の1を活用して実施するものであります。

なお、スクールバスの運行空き時間の活用については、地域交通への活用など意見がありましたので、引き続き検討を求めたいと考えます。

10款5項2目体育施設費2,900万円は、吉井体育センターの雨漏り修繕工事について、次年度に国の補助事業が使えるとして減額するものとして、総合体育館のトレーニングルーム機器の購入が地方創生交付金の対象とならず減額するものですが、有酸素運動用の機器を中心に耐用年数が切れていることから、再度精査して、次年度予算で計上するとのことでした。

なお、耐用年数が切れたものを払い下げて市内のほかの施設での健康増進に使えないかとの意見もありましたが、機器の安全性を担保できるか十分に精査が必要でメンテナンス費用も掛かることから、所管と協議したいとのことでありました。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決するものとししましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） じゃ、1点のみお伺いします。

学校教育費、私のほうも、いろいろ今後この運用をどう、姫治小学校の送迎の問題と、考え方では、中間においては、今、交通難民ということでの活用、運用を図りたいという答弁で副市長からもございました。

それで、結論として、委員長の報告では引き続き検討ということですが、ということは、予算としては可決をして、今後検討していくということになるかと思うんですが、その検討というのは、全議員いただいておりますけれども、見ると、3台なり4台なりの車庫のこれはいただいておりますけれども、車庫の場所、それから、運用の方法、いずれ小塩と妹川も加わってくるであろうと思いますので、その辺を総合的に、車庫の設置場所なり運用方法については引き続き具現化に向けての検討をするという理解でよろしゅうございますか。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 御指摘のありました件については、おっしゃるとおりだと思います。

一応今回の提案は、姫治小学校の統合を来年度から実施するというこの前提でありますので、まだ未確定な部分も全体としてあります。そういう意味では、現在、皆さんのお手元に配付させていただいている車庫のうちの1台だけを入れるものへの補正予算という形になるかと思えます。そういう点では、総合的な、全体的な地域交通という関係もあるかと思えますので、そこは、逆

に言えば、皆さん議会としてもきちんと議論、意見を出していきながら、どういうあり方がいいのかということはこれからの進め方ではないかなというふうに思っております。そういう意味で、今後の検討というふうな意味合いで報告させていただきました。

以上であります。

○議長（榎川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第82号

○議長（榎川 正男君） 日程第2、議案第82号うきは市道路線の認定についてを議題といたします。

本案は総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました議案第82号うきは市道路線の認定について御報告を申し上げます。

議案第82号につきまして審査の経過と結果を報告いたします。

今回は市道寿見の恵・暁の下線でございます。資料をそれぞれ議員に配付をいたしておりますので、山北の赤尾川改修工事のための管理用道路を市道として認定するものであります。幅員は5メートル、延長は71メートルでございます。

現地調査及び審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第3. 議案第84号

日程第4. 議案第85号

日程第5. 議案第88号

○議長（榎川 正男君） 日程第3、議案第84号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第5、議案第88号うきは市立総合体育館の指定管理者の指定については、厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それでは、議案第84号から議案第88号までの報告をさせていただきます。

議案第84号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について、議案第85号うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定について、それから、議案第88号うきは市立総合体育館の指定管理者の指定については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されてきましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定によって、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査については、それぞれの担当課課長、係長の出席をいただき、詳しく説明を受けました。

まず、議案第84号について、うきは市総合福祉センターの施設は、不登校及び引きこもり対策相談支援事業や学習支援、就労準備支援事業としての内職シェアステーション「C o c o c o n n e（こここんね）」の事業などを実施し、現在、社会福祉協議会吉井事務所も設置されております。そういう意味では、さまざまな市民の相談、福祉向上に向けた事業が行われているところであります。そのため、公募によらない選定により指定管理者を指定するとしておりました。

さきの9月議会で総合福祉センターの債務負担行為の審査報告の際、申し述べておりましたが、指定管理に当たっては、契約額の算定根拠を明確にするよう求めておりました。

審査では、総合福祉センターの管理運営方針、収支計画表、過年度収支実績を提出いただきました。

選定の理由については、社会福祉協議会がうきは市の地域福祉を推進する中核団体として、公平・公正な管理運営に当たり、施設の主旨を理解でき、安全で安心して運営に生かせること、地域に支援された運営ができること等があります。

収支計画は平成28年度実績で計画されており、経費節減の取り組みとして光熱費の削減及び保守点検や委託料等は原則競争入札を導入しているとしております。委員から、指定管理期間について、5年にしてはどうかとの意見も出されました。福祉事業の深化と地域支援との関係でも安定が必要と考えます。そういう意味では、次回更新時での検討を申し上げました。

次に、議案第85号について、うきは市ゆうゆうセンターは、市民の健康増進と福祉の向上に資するための施設として、ふれあい荘、ゲートボール場、生きがいセンターを管理運営しておりますが、その指定管理に当たって、プロポーザル方式によって公募を行いました。1者しか応募せず、選定の結果、株式会社サンアメニティーを指定するものであります。

ゆうゆうセンターは、平成27年度から指定管理者制度を採用しており、第1期についても、株式会社サンアメニティーが指定を受けておりました。27年度から28年度の3つの施設合わせた利用人数は3万4,937人で、指定管理料、施設利用料、自主事業収入を合わせた年間の事業規模は約580万円となっています。従業員については、旧ちかぜの従業員2名を採用するなど、全体では4名で運営しております。

経営の方針としては、利用人数の増を図ることとしており、事業計画には、自主事業として、健康教室や施設の特性に合わせたイベントや大会を開催するものとしており、健康増進と施設の認知度を上げる取り組みを行いたいとのことであります。

委員からは、ふれあい荘の老朽化とボイラーなどの耐用年数の問題に鑑み、ろ過器等の設備管理の点検を行い、利用増に見合う施設管理を行うよう意見が出されておりましたので、今後にかすように求めたいと思います。

最後に、議案第88号について、うきは市立総合体育館うきはアリーナは、指定管理制度を平成24年度より導入し、3期目の指定管理になります。経営収支は、27年度、28年度と近年黒字化を実現していますが、指定管理料を含まないと約4,000万円を超える赤字が続いているのが現状であり、企業努力による経営改善と利用人数の確保、安定経営を図る必要があることから、今回、5年にするとしております。

選定に当たり、プロポーザル方式による公募を行い、2団体が応募したとのことですが、書類

審査、面接審査により、コナミスポーツ・イオンディライトグループが選定されたとのことであり
ます。

委員会審査に当たり、選定委員会、選定経過、選定基準、経営方針、収支計画、利用増の対策
などがわかる資料の提出を求め、さらに、指定管理者選定評価基準項目により、選定委員の総得
点で評価をし、なおかつ最低基準点を超えた団体を選定するとの説明がありました。指定管理者
のコナミスポーツ・イオンディライトグループは、総合体育館の運営は株式会社コナミスポーツ
クラブ、施設管理はイオンディライト株式会社が行うとしています。

経営方針については、民間のノウハウを生かしながら、市民、地域への積極的な働きかけによ
り市全体の活性化に寄与するとしております。具体的には、市が目指している将来像の実現に貢
献したいとして、全ての市民の健康のために施設の効果を最大限に引き出すことで、平成34年
度の利用人数目標を18万3,000人に設定し、ロコモ教室や保健課との連携強化、幅広い世
代への教室、ウェルカムチケット配布など、スポーツ振興と介護予防に取り組むとしています。
そのような効果も含め収支計画では、事業規模が平成28年度の約8,400万円から平成34
年度には約9,800万円に増加する積極的な計画であることも確認しました。

主な質疑では、還元金について、本会議質疑では、今後協議してまいりますとの答弁でありま
したが、どうするのかとの意見が出され、市として、指定管理者からの提案がない限り求めない
との明確な発言がありました。また、体育協会の育成については、今後も自立した運営をしてい
ただくために、施設管理等を委託することによって、支援と連携に努めていきたいとのことであ
ります。

なお、利用者をふやす視点については、スポーツタイム教室、メインアリーナ、サブアリーナ
の空き時間を利用した教室開設、独自の水泳記録会の計画もしているとのことでありました。

以上、いずれの議案も慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたの
で、報告いたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長への報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお
願いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第85号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第88号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第6. 議案第86号

日程第7. 議案第87号

日程第8. 議案第89号

日程第9. 議案第90号

日程第10. 議案第91号

日程第11. 議案第94号

○議長（榑川 正男君） 日程第6、議案第86号うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてから日程第11、議案第94号うきは市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、

一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました議案第86号から議案第94号まで、一括して御報告を申し上げたいと思います。

まず、議案第86号うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定について。

うきは市総合交流ターミナルは道の駅うきはでございますが、これを現在、管理運営をいたしております、うきはの里株式会社を引き続き指定管理を行わせるという提案でございます。総合交流ターミナルにつきましては、現在も指定管理料を支払うことなく黒字経営を行っておりますので、審議の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

つづら棚田交流センターにつきましては、現指定管理者である地元のつづら棚田保存会に引き続き指定管理者として指定する提案であります。つづら棚田交流センターの現状を確認いたしましたところ、平成28年度の利用者は937人で、27年度の872人から増加をいたしております。宿泊、食事利用のほか、食事つき体験事業やセラピーの休憩場所としての利用により増加しているものということでございます。委員からは、さらに稼げる仕組みを考えてほしいという要望がございました。

なお、現在、つづら棚田保存会は5軒で構成をいたしてございまして、現地に在住しているのは2軒で、協力者が別に4人いるということでございます。今後の運営につきましては、この指定管理期間中である3年の間に今後の運営など検討してまいりたいという執行部の思いでございました。

審議の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

コミュニティセンターの指定管理につきましては、3月定例会において御幸と福富コミュニティセンターを4年間で指定管理者を指定しており、残る9地区のコミュニティセンターの3年間の指定管理者の指定でありました。

審査の結果、特に異議はございませんで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてにつきましては、市議会議員及び市長選挙における選挙運動の公費負担につきましては、既に全員協議会において御承知のとおり、福岡県内28市のうち未制定は、うきは市と古賀市のみということであります。

この条例（案）は、公職選挙法第141条及び143に基づく、同施行令109条の4第2項

第1号、2号及び第110条の4第2項の規定により、市議会議員及び市長の選挙における公費負担を制度化し、議員になる人がいないとする全国的な現状課題を踏まえ、立候補しようとする人の負担を軽減し、資産の多少にかかわらず、誰もがひとしく立候補や選挙運動の機会を持てるようにするものでございます。その概要は各議員に配付資料のとおりであります。

質疑におきまして、まず、各委員からの質疑、特にこの件については、具体的な質問が出されました。重立った内容について御報告を申し上げます。

まず、自動車についての委員会の質疑に対する説明であります。

1点目は、日数の換算は告示日から投票日の前日までであること。

2点目は、定数以内の立候補者数で選挙がない場合の日数については、告示の日のみの算定であること。

3点目、運転手の契約は、レンタカー会社を通すかについては、候補者と運転手が直接契約をすること。

4点目、運転手の人数については、少なくとも1日につき1人であること。

5点目、事前に借りる期間も算定するかにつきましては、告示日以降を算定することとなっております。

さらには具体的な疑義につきましては、1点目、選挙用自動車に掲げる候補者の氏名等を表示する看板及び拡声器等システム改造の費用は含まず、単に車のレンタル費用だけなのかということの質問が出されております。

次は、前回は改造したものを警察に検査してもらう時期が告示の1週間ほど前であり、検査から告示までの間もレンタルが必要であるが、その期間の公費負担はないのか。

この2点についての質疑がなされております。後で申し上げます。

また、ポスターについて、質疑に対する説明であります。

ポスターの単価1枚3,829円については、公職選挙法施行令に準拠した金額でございます。

2点目、写真撮影の費用と印刷の費用を分けて請求はできないため、印刷会社と写真館と契約してもらう必要があること。

3点目、水増し請求などの事件があるため、適正価格を把握すること。

以上が重立ったところでありますが、ほかにも具体的な質問が多くございましたが、選挙管理委員会では、県の選挙管理委員会に確認中であり、その結果において疑義等が生じないよう、かつ、この条例が候補者にとって有効な制度となすため、具体的な運用を示す要綱の制定を求め、努力するとの回答を得たところであります。

なお、今回の提案は、来年4月実施予定の市議会議員選挙及びその後の市長選挙において、急ぎ重要であるとし、具体的な質疑に対する回答を条件とし、審査の結果につきましては、全会一

致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号うきは市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。

この条例につきまして、県内の制定状況を確認いたしましたところ、8つの市が条例を制定しているということでございました。隣接の久留米市におきましては、まだ制定がないということでもございましたが、うきは市では来年度に対象者が出る可能性があり、今回制定することになったものでございます。

審査の結果、国が示す条例の例に準じたものであり、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第94号うきは市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この一部改正条例は、道路法の改正に伴い、道路占用料は、現行の3つの区分では固定資産評価額の差が大きいため、5つに細分化されたものであります。うきは市の占用料につきましては、28年度決算の264万円余りから3分の2程度まで下がる見通しが示されました。電柱の本数によっても占用料が変動するため、NTTや九州電力と協議をしていくということでございます。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第89号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第12、請願第2号

○議長（榑川 正男君） 日程第12、請願第2号浮羽カントリークラブ（CC）へのアクセス道路拡幅等に関する請願を議題とします。

本案は総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました、これは9月議会に提出されました請願第2号でございます。

浮羽カントリークラブ（CC）へのアクセス道路拡幅等に関する請願。

これは9月議会に提出され、総務産業常任委員会に付託された浮羽カントリークラブ（CC）へのアクセス道路拡幅等に関する請願につきましては、9月の議会委員会において審査の結果、現場の状況確認及び係る工事等への見積もり試算など時間を要する事業として、継続審査とし、その後、閉会中の調査において、現地調査及び請願者が提出した当該道路状況を撮影したDVDの提供を受けて状況を把握し、所管である農林振興課の所見を加え審査を行ってきたところでございます。

その間、10月22日からの降雨で、道中のり面の落石により通行どめとなり、急遽、農林振興課の措置により、ゴルフ場への侵入道路を臨時に県道朝田日田線、かわせみ橋手前に変更して対処しておりましたが、通行どめの主要道路の修復を終え、現在はゴルフ利用者のみ双方の道路を利用した一方通行をゴルフ場がお願いをし、これは入場する場合は県道朝田日田線のかわせみ橋の方向から上って入場する、帰りは前迫方面、今入場していたところですけど、その方面を一方通行で対応しているという状況でございます。

いずれにいたしましても、浮羽カントリークラブは、うきは市にとって唯一のゴルフ場として、市内外からの利用により、健康、スポーツ、趣味、娯楽、社交等々の拠点であり、固定資産税、ゴルフ利用税はもとより、市民の雇用、食事の食材提供においても、うきは市にとって健全かつ有益な財源をなす重要な施設でございます。

これらの趣旨等を踏まえ、係る道路においては、入退場者の安全確保には万全を期すため、道

路の整備には早急に対策を講じる必要がございます。

しかしながら、現況は林道でございまして、制度かつ財源的にも一定の期間を要するため、その間における対応として、当面はゴルフ場がお願いをしている現行の一方通行を運用しながら安全確保を図るなど、監視、管理を徹底しながら、早期に計画的な改修を実施することで、全会一致で本請願を採択いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 一つだけお尋ねします。

林道でつくられたということをお聞きしておりますが、そのためにどのくらいの期間が必要なのかというのを協議されておれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 江藤委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） お答えいたします。

その件も執行部のほうと協議しました。それで、期間についてどれだけということは言えませんが、今、林道ですから、これを市道に変更して、辺地計画にのせて、そういうことで、かなり費用的にも安く上がるということでもありますので、このまま必要なところだけをするので、概算ではかなりの金額が出ていましたけれども、そういうやり方をすれば1億円以内ぐらいでは完全に整備ができるんじゃないかという、あくまでも推計、概算でございますけれども、そういう考え方が示されておるところでございます。よろしゅうございましょうか。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。11番、大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） この件は、前回請願が出されたときに、私も早速すぐ見に行きました。私は軽で走りましたが、前迫のところを上がって、ゴルフ場までの間の距離、かなりありますですね。今回の審査でこれを全部拡幅することなのか。私が見に行ったとき感じたのは、ところどころに離合箇所、あるいは崖が出て危険な場所がありましたから、そういったところを少し修正していくということで対応できるのではないかなというふうに感じたところです。今回、そういった全線拡幅あるいは部分的な拡幅、そういったことで審査されたのかどうか、その辺詳しいことを、わかりましたらお願いします。

○議長（榎川 正男君） 江藤委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） お答えいたします。

確かに相当なる拡幅をして、例えば、離合可能なようにするには相当の費用を要します。それで、今、大越議員からあったとおりに、まずは安全確保という優先的な見地から、要所要所についてを整備するという、なるべく費用のかからない安全確保、そして、やっぱり内外からのお客

さんを快くお迎えする、そしてお帰りいただくというものを確保するという話については、当然ながら前提としていたしておるところでございます。

まだ今から詳細については現場を把握しておりますけれども、その辺は今後、検討して、今御質問のと通りの対応を求めていきたいというふうに思っております。よろしゅうございますか。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第13. 追加議案上程

○議長（榎川 正男君） 日程第13、追加議案上程を行います。議案第95号から議案第105号までの11件を上程します。

日程第14. 市長の提案理由説明

○議長（榎川 正男君） 日程第14、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。本日、追加提案いたします議案は、条例案件4件、予算案件7件でございます。

議案第95号は、平成29年度うきは市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億894万4,000円とするものでございます。

歳入は、基金繰入金2,000万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、議会費211万6,000円、総務費では、戸籍住民基本台帳費108万1,000円、民生費では、児童福祉費409万8,000円、教育費では、教育総務費431万7,000円、予備費211万3,000円の増額補正と、総務費では、総務管理費1,055万7,000円、民生費では、社会福祉費730万3,000円、生活保護等対策費131万

6, 000円、衛生費では、保健衛生費1, 016万5, 000円、農林水産業費では、農業費175万5, 000円、商工費195万2, 000円の減額補正を計上いたしております。

議案第96号は、平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第97号は、平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

議案第96号と同様、歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第98号は、平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）についてであります。

これも、議案第96号と同様、歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第99号は、平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

これも、議案第96号と同様、歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第100号は、平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

これも、議案第96号と同様、歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第101号は、平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

これも、議案第96号と同様、歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第102号は、うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第103号は、うきは市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第104号は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告を踏まえ、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第105号は、うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告を踏まえ、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に改めて担当課長より御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

日程第15. 議案第102号

○議長（榎川 正男君） 日程第15、議案第102号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） おはようございます。議案書の1ページをお開きください。

議案第102号でございます。

議案の朗読は省略をいたします。

うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、2ページにかけて記載をしております。

この案件につきましては、人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣市の給与改定の状況を勘案しながら、うきは市議会議員の期末手当の支給率の改正を行うものでございます。

なお、本年の人事院勧告におきましては、特別職に関しましては、指定職に準じて期末手当を3.25月から3.30月へ、0.05月の引き上げの勧告が出されているところでございます。また、以前に総務省から出された通知では、それぞれの支給実態に則して所要の措置を講じるとともに、特別職の期末手当についても国の指定職員の期末手当に準じて所要の措置を講ずることが適当でありますとされているところであります。

うきは市としましては、総務省通知の内容、人事院勧告の趣旨、近隣市の状況等を総合的に判断し、現行の期末手当支給率を年2.95月から3.30月とする0.35月の引き上げを行わせていただくものでございます。

議案書では、2ページになりますが、第1条で規定しているのは平成29年度改正分で、12月に支給する期末手当の支給率を0.35月引き上げるものでございます。

第2条で規定しておりますのは、平成30年度改正分で、0.35月の引き上げ分を6月と12月に振り分けるものでございます。

附則に関しましては、この条例の施行期日、適用期日等について定めているところでございます。

新旧対照表では、1ページでございますが、平成29年12月の期末手当支給率を記載しております。

2ページでは、平成30年6月と12月の支給率の改定内容を記載しているものでございます。説明は以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第102号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は可決することに決しました。

日程第16、議案第103号

○議長（榎川 正男君） 日程第16、議案第103号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 議案書の3ページをお開きください。

議案第103号。

議案の朗読は省略いたします。

うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4ページにかけまして記載をしております。

この案件につきましては、先ほどの議案第102号と同様に、本年の人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣市の給与改定の状況を勘案しながら、特別職の職員の期末手当の支給率を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第103号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第104号

○議長（榎川 正男君） 日程第17、議案第104号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 議案書5ページをお開きください。

議案第104号です。

議案の朗読は省略いたします。

うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、10ページにかけまして記載をしております。

この案件につきましては、人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣市の給与改定の状況

を勘案しながら、職員の給与の改定を行うため、給与条例の改正を行うものでございます。

6ページからの第1条でございます。

第1条で規定をしておりますのが、平成29年分に係る改定でございます。

大きく申し上げまして3点でございます。

1つ目が、若年層につきましては給料月額1,000円、その他につきましては400円の引き上げの内容でございます。全体で平均いたしますと、プラスの0.2%の改定となるものでございます。

2つ目が、勤勉手当0.1月分の引き上げの改定でございます。

3つ目が、55歳を超える行政職6級以上の職員について、給与の1.5%減額支給措置の廃止でございます。

第1条におきまして、12月に支給をする期末手当の支給率を0.1月引き上げるものでございます。

続きまして、議案書の10ページの中段からになりますけれども、条例案第2条で規定しておりますものは、平成30年度以降分に係る改定内容で、0.1月の引き上げ分を6月と12月に振り分けるものでございます。

それでは、ここから新旧対照表を使って説明をさせていただきたいと思っております。

まず、新旧対照表の5ページをお開きください。

第21条勤勉手当、第21条第2項におきまして、人事院勧告と同率の0.1月分の引き上げ改定の内容を提案させていただいているものでございます。

次に、新旧対照表の6ページをお開きください。

上段の附則第15条につきましては、附則の第12項に該当する特定職員、さきに申し上げました55歳以上かつ6級の職員に係る1.5%の減額支給について、勤勉手当の改定に伴う取り扱いを定めているものでございます。

戻りまして、新旧対照表5ページになりますけれども、中段の附則の第12項につきましては、先ほど申し上げました55歳以上かつ6級以上の職員について、1.5%の減額支給措置を平成30年3月31日に廃止を行う内容とさせていただいているものでございます。

それから、続きまして、新旧対照表の6ページから15ページにかけては、別表第1に人事院勧告等を踏まえた改定後の給与表を掲載しているところでございます。

以上が議案書の6ページからの改定条例案の第1条に係る内容となります。

続きまして、議案書の10ページからでございます。

改正条例案第2条についてでございます。

こちらは、新旧対照表の16ページをお開きください。

先ほども申し上げましたけれども、勤勉手当の支給率が平成29年12月期につきましては現行0.85月ですけれども、これを0.95月と改定を行ったものです。

平成30年度は、6月期、12月期とも0.9月となる内容のものでございます。

議案書に戻っていただきまして、議案書の10ページから附則が記載されておりますが、今回の改定に係る施行期日等について定めているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（**7番 江藤 芳光君**） それじゃ、基本的なことをちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

本来、議会議員の報酬の改定のときに申し上げるべきだったと思うんですけど、一番人事院勧告で職員が国家公務員を中心になってきますので、ここでお尋ねをさせていただきたいと思えます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の改正が今月の12月8日に可決成立されたと報道がされております。受けて、今回の給与条例の改正は人事院勧告に準じたものでございまして、ちょっと資料を持ってきたんですけど、これまでの給与改定の実施状況が、平成14年からマイナスに転じまして、平成25年度ぐらいまでずっと減額または据え置きということを繰り返してきました。その後においては、平成26年度から今年までこれを改定のプラスのほうに転じてきております。

今回の改定は、今説明もございましたが、わかりやすく言いますと、本年の官民格差については金額で言うと631円ということになっております。それから、期末勤勉手当が0.1月引き上げ、それから、特定職員ということでございますが、世代間の見直しが上がられておるようでございます。

質問といいますのが、給与が上がるということは、いわゆる景気がいいということでもございまして、現在の景気動向は、円安基調を背景に、いわゆるいざなぎ景気を上回るというふうなことで言われております。もう株価も2万3,000円に到達するような状況でございまして、今月の16日、3日前の新聞では、景況感が11年ぶりの高水準という大きな見出しで報道をされておりました。いわゆる短観では5期連続で改善ともございました。ただ、この好景気は円安に乗じた一握りの輸出大企業とも言われ、我々地方には実感がないというのも常なる報道のとおりであります。

そこでお伺いをしたいんですが、景気がいいと言いながら実感がない、人事院勧告は全国津々浦々に行われてございます。まずは毎年の人事院勧告に対比したうきは市内における50人以上

の企業との平均的な官民格差について推計をなさっているならば、ぜひお伺いしたいと思います。なかなか景気がいいと言いながら、公務員だけが、我々だけが給与改定でアップしていくという状況に本来あるのかどうか、うきは市の実情がどういうことなのかというのを、その辺を対比していっていただけますなら、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） ただいま御質問のありました、人事院勧告に対比した市内の官民格差の推計ということでございます。

こちらにつきましては、うきは市におきましては推計は行っておりません。

それで、人事院勧告のほうで出されております官民格差につきましては、先ほど江藤議員が言われたとおりでございます。

なお、福岡県の人事委員会のほうの関係でございますけれども、福岡県の人事委員会におきましては、官民格差の比較データが出されております。職員の給与が民間給与と1人当たり0.08%。それから、これを額に直しますと、300円程度差が下回っているというふうな内容が出されているということで、私どもも認識をしているところでございます。

それからあと、特別給の関係でございますが、こちらにつきましても、支給割合を0.06月下回っているというふうな情報が出されているというふうなところまでは認識をしております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 推計まではなされていないということ。これはもう全国的にそういうことだろうと思うんですが、ただ、人事院勧告を丸ごと受け入れてやっていくというのがちょっとどうかなという気がしたんですよ。それは給与が上がるということは、逆に公務員を指標として民間のことも賃上げに誘引していくような意味もありますから、それはありがたいことだと思っているんですけど、ただ、人勧が出たからそれをそのままというのが、近隣どこでも一緒です。やっぱりそこを、うきは市の住民の皆様の生活、経済あたりというものも勧告とともに見詰めるということは重要であろうというふうに思うんですよ。

そういうことを考えましたものですから、ちょっとお尋ねをこの際しておきたいなということでございます。なかなかこれを対比するのは難しい時間のかかる調査になると思いますけど、やはり意識としてはそういうものを持っておくべきだというふうに思っただけの質問でもございます。

ところで、これだけ景気がよくなるという躍り上がるような話でもございますが、市内のやはり地域経済の実態というのがどういうことで、そういう報道をされるようなことが実感はないということでもございますが、そういう動向をどうおつかみになっているのかということをお尋ねしたいんですけど、稼ぐ力の指標は、財政上は財政力指数に出てくると思います。そうすると、や

はり地方交付税の算定の基礎となります基準財政収入額の税の部分あたりにも影響が出てくると
思うんですが、その辺の変動は、財政力指数もこの数年見えていますけれども、景気とは比例せず
に、やっぱり動向も見えないようでございますが、その辺をどうお考えになっているのか、企画
財政課長でもお答えいただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） なかなか難しい御質問なので、今わかる範囲でお答えをさせて
いただきたいというふうに思います。

手元に私、成果表を持っておりますけれども、基準財政収入額につきましては、26年度が27
億6,000万円、そして、27年度が27億4,000万円程度ということで、2,000
万円程度減少しております。28年度は28億5,100万円ということで、前年度対比は
4.1%の増というようなことになっております。

また、御質問のありました財政力指数につきましては、単年度で見た場合が26年度0.377%、
27年度が0.358%ということで下がっております。で、28年度が0.376%というこ
とで、27年度と比較をすると、上昇傾向にあるというようなことでございます。

ただ、今議員が御質問された景気が上向いているということが実感できるのかということにな
りますと、これらの数値をもって景気がよくなっているというふうには説明することはなかなか
難しいのではないかなというふうに個人的には感じております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この事務には直接かかわったことはありませんけど、昭和60年
まで、やっぱり大きな官民格差、地方のほうは国家公務員よりも給与が高かったんですね。そ
れを昭和60年の給与改定によって、いわゆる人事院勧告に基づいた動きに変わってきたという
ふうに認識をいたしているところでございます。

逆に財政力指数の話が企画財政課長からありましたけれども、逆を言えば、財政力指数が低け
れば、それだけ地方交付税に影響してくるということでも裏返しはございますけれども、最後に
一つ市長にお尋ねしたいんですが、こういう好景気が大きく報道されながら実感がなく、片や貧
困の問題が、格差の問題が明確に出てきておりますので、市長として数値的じゃなくて実感とし
て、うきは市の地域経済がどのようにその動きを見ておられるのかを最後にお伺いして、質問を
終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず最初に、人事院制度について議員も御承知だろうと思うんですけれ
ども、国の機関である人事院は、事業者が一定規模以上を対象に官民比較をいたします。したが

いまして、いろいろ議論もあるんですが、どこまで零細企業までくみ上げて比較しているのかという御議論はあるところであります。これはオールジャパンの話であります。

そういうこともありまして、昨今は議員が御指摘されているように、国のほうも給与構造改革ということで、やはり東京と地方についてはそういう実態的な格差があるもので、東京のほうに手厚くして地方のほうを厳しくするような、そういう一連の中で人事院勧告というのがなされていると、このように思っております。

したがいまして、私どもとしては、詳細に1,000以上あるうきは市内の事業者と比較するということは、ちょっと今のところ考えは持っておりませんが、これはオールジャパンでしっかり国のほうが人事院勧告制度の中で考慮してきているということを御承知いただければと思います。

そうは言いながら、我々の大きな目的は、やっぱり地域経済の活性化でございます。再三答弁をさせていただいていますように、地方創生の取り組みの中で経済産業省が開発しましたビッグデータであるREASAS——地域経済分析システムを活用して、うきは市内の実態をくまなく現状として捉えて、それをどう改善するかの中で進めております。

一つは、財政力指数の話、そして、うきは市民1人当たりの年間所得の話、あるいは経済が好循環して、域内GDPが上がるためには、地域内経済循環率がどうか、もろもろの数値を出して、それを見据えて対応させていただいております。

そういう中で、今、企画財政課長のほうから話が出ているんですが、最近、少し波はありますけれども、財政力指数についても、3年間の平均値でずっと公表していくわけなんですけど、年々上がってきて、今、0.37まで来て、福岡県内の市のレベルの中でもワンランク上に上がってくるような実態にありますし、市民1人当たりの年間所得も、ひところ223万円ほどだったんですが、今、240万円まで上がっていて、そういうところは好転してきているのではないかなと、このように思っております。

しかし、地域内経済循環率が0.699ということで、極端に低い。これを可能な限り1あるいは1を超えるような数値に持っていくことが、域内GDPを上げて市民一人一人の年間所得の向上あるいは財政力指数に好転すると、こういうことを描きながら、しっかり地方創生を初め、もろもろの対応に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第104号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は可決することに決しました。

○議長（榊川 正男君） ここで暫時休憩とします。10時45分より再開します。

午前10時33分休憩

午前10時45分再開

○議長（榊川 正男君） 再開します。

日程第18. 議案第105号

○議長（榊川 正男君） 日程第18、議案第105号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 議案書11ページをお開きください。

議案第105号。

議案の朗読は省略をいたします。

うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例案について、16ページにかけまして記載しております。

この案件につきましては、先ほどの議案第104号と同様に、本年の人事院勧告等を踏まえ、自動車学校職員の給与の改定を行うために、給与条例の改正を行うものでございます。

なお、議案書の16ページでございます。附則第3条に、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の例による。」との規定をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第105号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は可決することに決しました。

日程第19、議案第95号

○議長（榎川 正男君） 日程第19、議案第95号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 追加議案補正予算書の1ページをお開きください。

議案第95号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第5号）。

平成29年度うきは市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億894万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月19日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、職員の人件費の補正について説明をさせていただきます。

補正予算書11ページをお開きください。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金、2,000万円の減額補正を計上させていただいているものでございます。

続きまして、補正予算書の31ページをお願いいたします。

特別職の給与費明細書についてでございます。

一番下の比較の欄の期末手当でございます。議員204万9,000円、教育長24万3,000円増額となっております。

議案第102号及び103号で期末手当を2.95月から3.30月に、0.35月を引き上げる条例の一部改正に伴う予算の増額でございます。

共済費につきましても、同様の内容で教育長7万円の増額となっております。

長等につきましては、平成29年4月1日から同年6月1日までの約2カ月間、副市長不在の分を反映しておりますため、減額となっているものでございます。

続いて、32ページをお願いいたします。

職員の人件費の補正について説明させていただきます。

一般会計の職員数につきましては、人事異動等による増減はございません。

退職手当負担金につきましては、退職者の状況等を踏まえ、938万4,000円の減額となっているところでございます。

共済費につきましては、給与改定や追加費用の決定に伴い、1,033万2,000円の減額を見込んで計上をしているものでございます。

給与改定に伴います職員の人件費への影響額につきましては、一般会計合計で1,219万4,000円の増額、それ以外の人事異動に伴うものが3,527万3,000円の減額を見込んでいるものでございます。

合わせますと、合計欄に記載しております2,307万9,000円の減額となっております。説明は以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（**13番 三園三次郎君**） 32ページですけれども、上の表で見ますと、全て補正前の額で賄いができていることになるわけですね。プラスは一つもないわけ。給料が306万6,000円の減、職員手当が29万7,000円、合計336万3,000円。特に長のほうでは、副市長が2カ月間空席であったために減額になってありますが、それにしても、給料の値上がりよりも財源が随分余っておったことになるわけですが、全て給与にしる職員手当にしるマイナスということになります。問題は退職手当組合負担金が938万4,000円、共済費については1,033万2,000円ということですが、これはいわゆる当初の計算が狂っておったわけで

すか、それとも、率が変わったということでしょうか。このことについて回答をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 御質問のまず1点目でございます。

退職手当組合負担金938万4,000円の減ということでございますが、こちらにつきましては、当初予算で退職勧奨の見込みということで3名ということで見込んでおりました。3名分で2,400万円を見込んでおりましたけれども、決算の見込みとして2名ということでございますので、その分の差額800万円が主な減の理由となります。

それから、共済費の分1,033万2,000円の減でございます。こちらの共済費につきましては、当初予算で2億6,897万2,000円ということで計上させていただいておりましたけれども、追加負担金等の確定、それから、人事異動等の減額分を踏まえまして、今回の1,033万2,000円の減額というふうなことで計上をさせていただいているものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） ということは、率の変動はなかったということですね。いわゆる負担金の率の変動は生じていないということは、率はどのようにパーセントを出しておったのかをお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） ただいまの共済費の関係でございます。

率の改定があったのかというふうなことでございます。率の改定がなされております。28年度が45.63%から45.75%への率の改定がなされております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 28年度が45.63%、29年度が45.75%ですか。率は上がっているわけですよ。しかし、1,000万円からの剰余金が出ているわけですよ、今度の人勧をやっててもですよ。したがって、過大見積もりをやっておったということでしょうか、これは。

これは人勧で0.2%上がっているんですけどね、したがって、当然上がらなきゃならんわけですよ。不足が生じなきゃならんけれども、1,000万円からの剰余金。だから、今度の給与改定では一つも増加はしていないということですよ。32ページを見ますと、給与改定があっても全て三角がついているでしょう。もちろん退職手当、共済費については余りにも金額が大きいものですから質問しているわけですよ。だから、上がっているのは、下のほうにありますように、住居手当と通勤手当は確かに不足してあるから、ほかから持ってこなきゃならんけど、あとは全部今までの現行予算が減額になっているということです。

したがって、7番議員から民間の給与改定、心配されてありますけれども、いわゆる今までの予算どおりのことで事は済んだということになるわけでしょう。この点について、いま一度お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 共済費の関係でございます。

共済費につきましては、平成27年10月から共済費の負担金の算定方法が変わってきております。標準報酬月額というふうなことで、その金額に応じて共済費等の負担金が変わってまいります。毎年9月ぐらいに、給与、それから、手当等を含んだ額で定時改定がなされている状況でございます。そういった部分も影響をしてくれているというところでございます。

それと、今申し上げましたように、標準報酬月額は給与、それから、手当等を含めて算定いたしますことから、非常に見込額を出すのが難しい状況でございます。で、今回につきましては、そういう額の確定等を踏まえまして、1,033万2,000円の減額というふうな数字となったものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それじゃ、三園議員の関連でお尋ねをさせていただきます。

同じ質問を思っておりましたけど、具体的に予算は予算として、今度の給与改定によって、一般職だけでも結構ですが、先ほど条例で申し上げました格差が631円ということでございます。その内訳が、俸給給料月額が456円の格差、それから、調整手当が119円はね返し分、いわゆる俸給給料が変わるようによって割合ではね返っていくというはね返し分が56円というふうにあります。

そうしますと、予算に関係なく実数として、一般職員の給料、この人勧による増額の金額、手当の金額、期末手当を含みますけど、それから、退職手当組合の負担金。負担率の改定があったということですが、それぞれが幾らで、合わせて今度の改定によって必要な金額を集計いただいておりますならば、御回答をいただきたいと思うんですが。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） ただいま御質問のありました給与改定に伴います金額ですね。まず給与分といたしまして、250万円の増。それから、手当分、職員手当といたしましては996万8,000円の増。その他の共済費等でございますけれども、これが207万6,000円の増。合計いたしますと、1,517万4,000円となっております。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 退職手当組合分につきましては、その他共済費等の中で含めて207万6,000円でございます。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第95号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は可決することに決しました。

日程第20. 議案第96号

日程第21. 議案第97号

日程第22. 議案第98号

日程第23. 議案第99号

日程第24. 議案第100号

日程第25. 議案第101号

○議長（榎川 正男君） 日程第20、議案第96号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。はい、どうぞ。

○議員（7番 江藤 芳光君） もう同じ内容になってきますので、特会のほうは、もう関連で一括でお願いできませんでしょうか。

○議長（榎川 正男君） いや、議案が別ですので、議案ごとに。（「できませんか」と呼ぶ者あり）できない。

そしたら、日程第20から日程第25までを一括して説明を求めさせていただいて、後に議案ごとに採決をさせていただきます。

それでは、日程第20、議案第96号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から日程第25、議案第101号平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補

正予算（第3号）までを一括議題といたします。

では、説明を一括で求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 補正予算書の33ページをお開きください。

議案第96号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月19日提出。うきは市長高木典雄。

職員の人件費の補正について説明をさせていただきます。

補正予算書の40ページをお開きください。

給与費につきましては、給料で59万5,000円の減額、職員手当で2万7,000円の増額、合計の56万8,000円の減となっております。

退職手当組合負担金22万5,000円、共済費93万円の減額につきましては、人事異動に伴うものでございます。

なお、国民健康保険事業特別会計では、給与改定に伴う人件費の影響額については17万2,000円の増、それ以外の人事異動等に伴いますものが189万5,000円の減を見込んでおります。合わせますと、合計欄に記載しております172万3,000円の減額となっているものでございます。

続きまして、補正予算書41ページをお開きください。

議案第97号平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月19日提出。うきは市長高木典雄。

補正予算書の48ページをお開きください。

給与費につきましては、給料で31万3,000円の増額、職員手当で46万3,000円の増額です。合計の77万6,000円の増額となっているものでございます。

退職手当組合負担金6万6,000円の増額、共済費が9万5,000円の増額となっております。こちらにつきましては、人事異動等に伴うものでございます。

なお、後期高齢者医療事業特別会計では、給与改定に伴います人件費の影響額につきましては、

7万6,000円の増額、それ以外の人事異動に伴いますものが86万1,000円の増額を見込んでいるものでございます。合わせますと、合計欄に記載をしております93万7,000円の増額となるものでございます。

続きまして、補正予算書49ページをお開きください。

議案第98号平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月19日提出。うきは市長高木典雄。

補正予算書の56ページをお願いいたします。

給与費につきましては、給料で111万4,000円の減額、職員手当で126万8,000円の減額、合計で238万2,000円の減額となっております。

共済費29万円の減額につきましては、人事異動等に伴うものでございます。

なお、自動車学校特別会計では、給与改定に伴う人件費への影響額につきましては43万8,000円の増額、それ以外の人事異動に伴いますものが311万円の減額を見込んでいるものです。合わせますと、合計欄に記載しております267万2,000円の減額を計上させていただいているものです。

続きまして、補正予算書の57ページをお開きください。

議案第99号平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月19日提出。うきは市長高木典雄。

補正予算書の64ページをお願いいたします。

給与費につきましては、給料で299万9,000円の減額、職員手当で114万9,000円の減額でございます。合計で414万8,000円の減額となっております。

退職手当組合負担金66万円の減額、共済費は105万円の減額になっておりますが、このことにつきましては、人事異動に伴うものでございます。

なお、下水道事業特別会計では、給与改定に伴う人件費への影響額については65万1,000円の増、それ以外の人事異動等に伴いますものが65万9,000円の減額を見込んでおります。合わせますと、合計欄に記載しております585万8,000円の減額を計上させていただいております。

補正予算書の65ページをお願いいたします。

議案第100号平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月19日提出。うきは市長高木典雄。

補正予算書の72ページをお願いいたします。

給与費につきましては、給料で1万円の増額、職員手当で14万9,000円の増額でございます。合計の15万9,000円の増額となっております。

共済費11万9,000円の減額につきましては、人事異動に伴うものでございます。

なお、農業集落排水事業特別会計では、給与改定に伴う人件費への影響額につきましては4万8,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴いますものが8,000円の減額を見込んでおります。合わせますと、合計欄に記載しております4万円の増額を計上させていただいているものです。

73ページをお開きください。

議案第101号平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月19日提出。うきは市長高木典雄。

予算書の80ページをお願いいたします。

給与費につきましては、給料で1万2,000円の増額、職員手当で2万7,000円の減額、合計で1万5,000円の減額となっております。

共済費7万1,000円の減額につきましては、人事異動等に伴うものでございます。

なお、浄化槽整備事業特別会計では、給与改定に伴う人件費への影響額については4万1,000円の増、それ以外の人事異動に伴いますものが12万7,000円の減を見込んでいるものです。合わせますと、合計欄に記載しております8万6,000円の減額を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第96号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は可決することに決しました。

お諮りします。議案第97号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は可決することに決しました。

お諮りします。議案第98号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は可決することに決しました。

お諮りします。議案第99号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は可決することに決しました。

お諮りします。議案第100号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は可決することに決しました。

お諮りします。議案第101号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は可決することに決しました。

日程第26. 閉会中の審査・調査の申出について

○議長（榎川 正男君） 日程第26、閉会中の審査・調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の審査・調査の申し出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査・調査とすることに決しました。

○議長（榎川 正男君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

お諮りいたします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

12月8日から本日までの12日間開会いたしました第5回うきは市議会定例会におきまして、

補正予算案を初め、条例その他、各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて連日慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して努めてまいりたいと存じております。

年が明け、1月7日は消防出初め式及び成人式を開催いたします。議員の皆様におかれましては、年始のお忙しい中とは思いますが、御出席のほどよろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますが、年の瀬を迎え、寒さも一段と厳しさが増す時期でございます。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意され、よき新年を迎えていただきますとともに、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。大変御苦勞さまでございました。そして、ありがとうございました。

○議長（**榎川 正男君**） 報告します。3月定例会の開会日は3月2日金曜日の開会予定としておりますので、報告しておきます。

これもちまして、平成29年第5回うきは市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（**熊懐 洋一君**） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時26分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 江 藤 芳 光

署名議員 伊 藤 善 康